

決算審査特別委員会会議録
(一般会計)

(令和3年9月15日)
[第3日]

審査内容

議案第 50 号 令和 2 年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入（全般）、財産調書	4
総括質疑	18

出席者

【 議会 】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
委 員 長	川下 武則	副 委 員 長	所賀 廣
議 長	坂口 久信	副 議 長	江口 孝二
委 員	久保 繁幸	委 員	田川 浩
委 員	竹下 泰信	委 員	松崎 近
委 員	西田 辰実	委 員	山口 一生
事 務 局 長	今田 徹	書 記	針長 俊英

【執行部】

役 職	氏 名	役 職	氏 名
町 長	永淵 孝幸	副 町 長	毎原 哲也
教 育 長	松尾 雅晴	総 務 課 長	田中 照海
会 計 課 長	山崎 浩二	建 設 課 長	浦川 豊喜
企 画 商 工 課 長	西村 芳幸	学 校 教 育 課 長	中川 博文
農 林 水 産 課 長	川島 安人	健 康 増 進 課 長	野田 初美
町 民 福 祉 課 長	津岡 徳康	環 境 水 道 課 長	川崎 和久
社 会 教 育 課 長	萩原 昭彦	税 務 課 長	安西 勉
財 政 課 財 政 係 長	江口 薫	総務課庶務人事係長	田崎 哲次
財 政 課 管 財 係 長	北村美弥子	企 画 商 工 課 企 画 情 報 係 長	土橋 久昭
企 画 商 工 課 商 工 係 長	與猶 正弘	企 画 商 工 課 観 光 係 長	大岡 寿憲
農 林 水 産 課 農 政 係 長	片山 博文	農 林 水 産 課 林 政 係 長	田古里哲也
農 林 水 産 課 水 産 係 長	田中 正徳	学 校 教 育 課 学 校 教 育 係 長	平石 信行
社 会 教 育 課 総 務 係 長	西田 一夫	税 務 課 収 納 係 長	澤山 弘幸
環 境 水 道 課 環 境 係 長	池田 直道	町 民 福 祉 課 福 祉 係 長	森川 陽子
町 民 福 祉 課 子 育 て 支 援 係 長	片山美由紀	健 康 増 進 課 健 康 づ くり 係 長	中尾 光宏
町 民 福 祉 課 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 係 長	永石 貴子	建 設 課 土 地 改 良 係 長	峰松 智彦
建 設 課 建 設 係 長	安本 智樹	建 設 課 管 理 係 長	枳原 好治
財 政 課 管 財 係 員	織田 渉良	総 務 課 防 災 係 員	杉野 光徳

以上 48 名

午前9時25分 再開

○決算審査特別委員長（川下武則君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。

昨日に続いて、会議を再開いたします。

ただいまから審査に入ります。

歳入（全般）、財産調書

○決算審査特別委員長（川下武則君）

第2日目に歳出の審査が終わりましたので、ただいまから歳入と財産に関する調書までに入ります。

決算書の15ページから62ページまで、及び290ページから299ページまで、行政実績報告書では17ページから31ページまでを審議いたします。

行政実績について関係課の概要説明を求めます。

なお、説明につきましては、簡潔にお願いいたします。

○税務課長（安西勉君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○財政課財政係長（江口 薫君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○財政課管財係長（北村美弥子君）

《歳入の行政実績の概要説明》

○決算審査特別委員長（川下武則君）

以上、説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入りたいと思います。

なお、節度ある質疑にするために、質疑の方は必ず挙手で発言を求め、委員長の許可を得て、関係書類名及びページ数を言ってからよろしくお願ひしたいと思ひます。一応1つのあれに対して3回までとなっていますので、そこら辺加味しながらの質問をよろしくお願ひします。

質疑の方。

○田川委員

3回まででいうことですので、1回目が普通会計について、2回目以降がふるさと納税のクレーム対応等について聞きたいと思います。

それでは報告書の1ページ目、これ簡単なことをちょっと聞きますけれど、一番上のほうで普通会計とはということで説明がされております。普通会計といいますのは、全国的な統計や自治体間の比較を行うために用いられる会計ということで、本町の場合は、平成29年までは山林の特別会計がございましたので、一般会計と山林の特別会計を入れたところで普通会計と呼んでおりました。それで、30年からそれなくなったということで、それで普通会計というのはイコール一般会計ということでこの報告書には載っていたと思うんですけど、今回ちょっと去年と違うのが、太良町では一般会計と後期の特別会計と国保の特別会計の一部を調整したものであるというふうに書き方が変わってます。30年、31年のほうを見てみますと、やはりその普通会計の一般会計の額ちょっとだけ違いますよね。それでちょっと聞きたいのは、今回こういう書き方されておりますけれど、30年、31年も実際はこういう内容だったのかという確認と、それと後期高齢者医療と国保の一部を調整したものであるということですが、ここどういうふうに調整してあるのか。簡単に一例を挙げたりポイントだけでもよろしいので説明をしてもらえればと思いますけども。よろしくをお願いします。

○財政課財政係長（江口 薫君）

お答えします。

まず1点目の今回表記が変わりまして、内容変わっているかという点については、特に変わってはおりません。表記を昨年度については、委員お話があったように山林特別会計を合わせた会計で平成30年度から廃止されたということで、これもう年がたったのでその分を削除をさせてもらっております。あと後半部分の実際の決算額と若干数字が違います。今委員話がありましたようにこの決算統計については、同じ同規模の市町村を比べる際に比較できると。人口とか産業規模のほうで比較する際に必要ということで、その際に一応純計ということで全国市町村この決算統計をする際にルールがあります。今委員お話があったように、1つ例を言いますと、例えば一般会計と国保会計がまずありまして、一旦一般会計にお金が入ってそれを繰り出すというものがいくつかございます。そういう場合は、両方の歳入歳出がお金を二重計上じゃないですけど、その分についてはもともと国保のお金なので、その分は一般会計のほうは引いてくださいよと。そうしないと財政規模がどこの市町村も上がってしまうので。そういうルールがございまして。1つ例を挙げますと、社会保障税番号システム整備補助金というのが国保のシステム改修分に132万円とかそういう補助がきております。それが一旦一般会計に受け入れて、それを国保特会に繰り出すという処理をしてるんですが、それはもともと国保特会に入るように処理をしてくださいと

いうものがこの決算統計の今委員さん質問があった1ページから11ページまでの調書がこの部分になりますので、ここと決算書の数字は委員が話されたように若干違います。ちなみに補足しますと、若干違うとお話したんですが、例えばもう1つ例を挙げますと、1人10万円の特別定額給付金今回ありましたけども、それ太良町の予算では民生費のほうで予算を組んでおりますけども、今回ここ見ますと総務費のほうで計上してくださいというルールがあります。その分はもう約8億くらい、全然違いますので、そういうふうなルールにのっとってしたものが決算統計ということで御理解をいただければと思っております。

以上です。

○田川委員

続きましてふるさと納税ということで、報告書の26ページ、ふるさと応援寄附金ということで、令和2年度が11億7,800万ほど寄附があります。前年度対比6.5%伸びているということで、ここ数年、2割だったり1割だったり6.5%だったり、順調に寄附金の額は伸びてると思っております。本町の場合、例えばかんきつ類ですとか、牛肉ですとか、そういったものが引っ張ってもらってると思いますが、この間の町報たらのほうでも7月号ですか、ふるさと応援寄附金についての寄附者の声ということで挙がっておりました。1つ2つ紹介しますと、太良町のかんきつはとてもおいしいと。自分も何戸かの農家さんに頼んでいるけれど、どれもおいしいと、外れがないということで、これからも頑張ってもらいたいという神奈川の女性。また今回令和2年度は水害がございましたので、それについての目的といいますか、それに使ってくださいというコースもあったと思うんですね。それについてもありました。少額ですけど、太良町の復興と発展に役立てていただければと思っておりますということで大阪から女性の声もございました。そういったふうに特にかんきつについては、非常に我々が利用していますふるさとチョイスというポータルサイトの中でもほぼ多分トップクラスの寄附額を誇っているんじゃないかと思っております。そういったふうにして、ブランドイメージといいますか、太良のミカンおいしいぞというブランドイメージをポータルサイト、ふるさとチョイスという中でありますけれど、着実に築き上げていってるんじゃないかと思っております。それで、順調にきてると思いますが、世の中いいことばかりでもありませんで、これからやっぱり怖いのは、ふるさと納税やって市町村に対する信頼度の低下といいますか、イメージのダウンですよ、それが今から心配されるところなんです。といいますのも、県内におきまして、例えば昨今あの武雄市さんのほうでトラブルといいますか、1万円の寄附で15キロのブランド米を返礼するということがあって、1万円の寄附だと大体3,000円ですよ、返礼率からすると、3,000円で15キロもらえるてお得じゃないですか。それを募集したところ、あんまりにも来すぎてといいますか、対応が甘かったんでしょ、見込みが。それで送りきれないでトラブルになってる。というようなことも聞いております。そういうのはやはりトラブルが起きたら

やっぱり自治体としてのイメージダウンにつながるということで、これから気をつけてもらいたいと思っておりますけれど。それで今回聞きたいのは、近年どういったクレームが来て、それについて本町ではどういった対応をしていらっしゃるのか。それについては、まあ大きな問題は多分ないと思うんですけど、その武雄市さんがやっているような。それについてはいかがでしょうか。

○財政課管財係長（北村美弥子君）

お答えします。

よくあるクレームと申しますか、やっぱりミカンが多いので、何個か腐っていたとか、あとは配送の途中で、郵便局のほうに委託しているんですが、ちょっと潰れていたとか、そういったクレームがございます。事業所とかこちらの問題であれば、再送するような対応をしておりますが、郵便局、配送会社の落ち度があった場合は、そちらで補償をしてもらってまた再送するようにしております。

○財政課管財係員（織田渉良君）

お答えします。

受け過ぎないように事前に、例えば500セットで大丈夫そうな業者さんに関しましては、ある程度まず300セットまで引受けをいたしまして、ある程度その段階で、その分の大体8割くらいの発送とかおおよそめどがついたところで200個を追加したりとか。あとは気象条件ですね。ミカンは特に天候によって、特にデコボンとか南津海とかは冬の寒で急遽駄目になったりするケースもありますので、そのあたりをある程度予想しながら数量は事前に調整をしております。

以上です。

○田川委員

それで、令和2年度までは順調にきたと思っておりますけれど、ふるさと納税の寄附の上限額というのが、寄附できる金額というのが前年の収入によって決まりますので、令和3年度、令和4年度になってきますと、確実にこれはコロナ禍の状況の下の収入に対する額になってくるんですよ。だからどれだけ下がるかというのは分かりませんが、はっきり言ってなかなかその伸びというのは難しいんじゃないかなというそういった推測もできると思っております。そういった状況の中において、例えば民間でありましたら、いろいろな2年間くらい、多分そのくらいだと思いますので、いろんなカンフル剤と申しますか、そういうのを打ってくるというのが大体、そういう手法を使ってくるのが大体あるんですけど。そういう状況下において、これから今年度ももう始まっていて、これからは勝負じゃないですか、うちの場合、かんきつも出てきて。極早生も出荷始まっていますし。そういった中で担当としては、どういった戦略でこれまでの寄附額の維持と申しますか、伸びをしていくのか。いろんな戦略あると思っておりますけど、例えば今まで伸びていた物を強化していくと

か。そういったものとか、あとポータルサイト、ふるさとチョイスの中でのプロモーションをいろいろ強化していくとか。いろいろな戦略があると思うんですけど、そこら辺についてはどう展開されていく予定なのか。それを聞きたいと思いますけど。

○財政課管財係員（織田渉良君）

先ほどおっしゃられたように、昨年のコロナ禍によって恐らく収入のほうは日本全体落ちていると思います。その分今年の寄附に影響するのではないかと予想はされております。その中で、一応太良町にはまだたくさんの農産物とか資源がたくさんありますので、事業者さんの農家さん、生産者の皆さんの協力をいただきながら、まず出荷量のほうをきちんと把握して、うまく発送していければと思っております。その後ポータルサイトの見せ方として、写真の見せ方とか商品名の工夫とか内容の工夫とか、そういったのをふるさとチョイスの会社であるトラストバンクの担当スタッフと協力をしていながらページ作りのほうをできるだけ全国の皆さんが目について、これいいなと思って寄附をしていただけるように努力してページのほうを作成できればと思っております。

以上です。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかにないですか。

○竹下委員

決算書の15ページから16ページにかけてですけれども、目の固定資産税について伺いたいというふうに思います。

収入済額で4億5,000万円ほど挙がっているんですけども、昨年と比較すると7,880万円ほど、先ほどの説明と……けど、こい目のほうでいきますとそういうことになります。7,880万円ほど増加になってます。この増加した原因と、それと9,600万円ほど補正をされてますね。これは当初予算と比べれば、27%というふうになります。4分の1以上の補正ということになりますけども。この補正された理由でいうか、年度当初にこういう把握はできなかったのかどうかという、原因は何かということですけど。お尋ねしたいというふうに思っています。

○税務課長（安西勉君）

お答えいたします。

固定資産税につきましては、決算で挙がっております数字は、償却資産に係る固定資産税が挙がっております。その具体的内容につきましては、ある事業者数社ありますが、その中で修正申告が行われております。3年間ほど遡って修正申告が行われておまして、その結果金額が上がった状況であります。それと補正で上げておる分につきましては、令和2年度に当初予算では把握できなかったものですから、年度途中でそういう状況が把握できまして、収入見込みを立てて補正をかけて上げているところです。当初では把握でき

ておりません、償却資産につきましては。一応事業者からの申告に基づいて課税をしておりますのでそういう状況になっております。

以上です。

○竹下委員

修正申告があったからということで（「はい」と呼ぶ者あり）によっても大きいですね。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかに。

○副議長（江口孝二君）

実績報告書の25ページ、財産収入の中の貸付収入について提案といいますか、財政課長がおられませんので副町長に質問しますけど。この決算書の290ページを見ても、土地とか建物ですね、結構な数がありますけど、これを何とか有効利用をして、売れるものは売れる、貸付けできるものはできないか、そこら辺は、黙っとっても貸してくださいと言うとはおらんかもしれませんので、何かそこら辺はルール等があるかしれませんが、何かこう収入を増やすということでできないかお尋ねします。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

その件については、すみません、全く頭の中に考えておりませんでした。どういうのがあるのかというのが頭に浮かばないんですが、その中身を精査して、そして貸付けとか売り払いができるものとかいろいろ調査をした後に考えてみたいというふうに思います。すみません。

○副議長（江口孝二君）

私はそがん悠長なことは聞きよらんとですよ。実際回ってみれば、売却されるもの、例を挙げますと、今現在栄町の住宅が取り壊されております。行政財産になっとっはずばってんですね。そりゃある程度縛りがあると思いますけど、普通財産に移行して、土地を有効利用、駐車場とか……をやるとかそういうことをすれば、先ほどの話じゃないですけど、税金が少なくなる、見込みがふるさと納税もなるというごた話やっけん、努めてそこら辺は積極的にやってほしいと思いますけど、どがんでしょうか。

○副町長（毎原哲也君）

今役場の中に公有地関係の有効利用検討委員会というのがあるんです、私が委員長なんですけど。その中でそういうのを、今おっしゃった分についてはちょうど国道から入ったすぐ辺りの土地なので、そういうのをどういうふうにご利用できるかというのをそこで検討をさせていただくということで御理解いただきたいと思います。

○副議長（江口孝二君）

今町有地で実際貸付けをすればできるものがあれば。ていうことは、今清掃とかなんと

かで要らんお金て言い方はいかんばってん、地域から出てきて、余分なあいをかけよるわけでしょ。だからそういうものは、大浦の小学校の近くとか私も何か所か知ってはいますけど。だからそういうものは、費用がかからんごと処分をするとか貸し付けるとかそういう方向でやってもらいたいと思いますので。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

また来年こいまた副町長に質問されんでよかごと、ここんばこがんしたねあがんしたねというアイデアを出してやってもらえばと思います。

○副町長（毎原哲也君）

こういう御意見が出ましたので、今年度中に、来年度にかけてさまざまな検討をしてみたいというふうに思います。その町有地の有効利用検討委員会の中で考えてみたいというふうに思います。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

よろしくをお願いします。

ほかにないでしょうか。

○副議長（江口孝二君）

そしたらついでに有効利用ということで、諸収入ですね。役場内に相当数の駐車場があります。今太陽光で使ってあるところは、毎日見えていますけど、早かもん勝ちで停められております。これを有効利用する、もう駐車場としてしか利用されんけん、お尋ねしたいのは、何スペース駐車場として使われているか御存じですか。

○総務課長（田中照海君）

すみません、数の。

○副議長（江口孝二君）

よかです。北側が 36、こっちが 24 か所あります。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

答え分かつとって教えてやっぎよかとばね。

○副議長（江口孝二君）

でも常々そういう気持ちで見てもらえば、仮に 1,000 円にしても月 6 万円、年間 72 万円の収入があると思います。だから、留めたくない 1,000 円払いたくないという人はほかにもいっぱいスペースが、今後も物すご駐車場がでけよっけん停めてもよかけんで。やっぱり何かそういう部分に協力したいという気持ちがあれば、まして何キロか知らんですけど通勤費等も出よるはずやっけん、そこら辺を有効利用して有料化してもらいたいと思いますけどどがんでしょうか。

○総務課長（田中照海君）

お答えします。

駐車場の有効利用ということで、多分数年前に何か検討はされたという話を聞いてもらって、そのときも出たというのが、やはりお金を出してもらう以上はその場所の権利を与えないかんということで、例えばどこぞの観光地じゃないですけど、キップを切ってする方法は昔やってましたけど、鹿島市役所等々では、職員駐車場にゲートを付けて利用する分について職員さんからお金をとということで聞いてみます。その数年前に話の結論的なものは、お金払うとやったら、ほかの駐車場がスペースがあるので多分お金払ってまで停めんやろうということと、それから町民さんが見て、職員駐車場だけではないですので、一般の方が空いている場所にはどんどん止められるということで、そこら辺りの線引きも含めて、なかなか駐車場からその分の料金をとというのはすぐわないんじゃないかということで結論的な話になったというのは聞いてます。個人的には、もしそういうことで有効活用ということで考えるならば、何かその例えば協力金とかそんな形でしか取れないのかなど。車で来ていらっしゃっても、例えば1週間に1回だけ車の人とかいろいろパターンもありますので、ちょっとなかなかきちとした方策的には難しいかなと個人的には思ってます。

以上です。

○副議長（江口孝二君）

私も以前そういう話があったと、職員組合と話合いがつかんやったということは聞いてみます。でも今先ほどから話のあいよつごと今の状況が変わって、あそこは駐車場以外には使える方法がなかわけよね。もう固定されとっけんで。そしたら今言われたごと遮断機を付けるのすっぱたじゃなくて名前だけ貸与にして、要はそういうことをする気持ちがあるかなかなか職員さんにていうことを私は言いたかわけですよ。これだけの人がおられるから反対すつとがおるかもしれんばってん。1週間に1回しか車で来んとかなんとかばってん、極端な言い方すれば、通勤費はもらいよって何かそりやていうごとなるわけよ。通勤費は10キロは10キロ、20キロは20キロできよるはずですよ。それを自転車で来たりとか相乗りしてきたりとかそういうことをされれば、基本的に間違ってるわけでしょ。だからそういう話をしてもらえば、ああ言えばこう言うじゃなかばってんが、正式に通勤費で使う車、バス、いろんなことがあると思いますので、そこら辺は理由にはならないと思います。だから要はそれを有効利用する気があるかなかなか、総務課長としてどういうふうに思われるか、そこを私は聞いております。

○総務課長（田中照海君）

個人的な意見でよろしいでしょうか。

○副議長（江口孝二君）

いやいや、個人的じゃなく総務課長として言うてもらわんと。個人的な意見は通んみやあだ。

○総務課長（田中照海君）

総務課長としては、今の意見を踏まえたところで、職員にアンケートをとってみたいと思います。実際どれだけ駐車場を利用したいという方がいらっしやって、そういう料金設定までしてというのをとってみたいと思いますので、その結果でどうかなと判断を上司としたいと思います。

○副町長（毎原哲也君）

その江口副議長がおっしゃってる件については、私が総務課長をしてる時多分起こった件だと思っております。その当時、他団体の、例えば鹿島市役所とかそのほかの白石町役場とか、鹿島は確かにあったと思うんですけど、そこが職員からもらってるというような状況がございました。ちょっとそれがどういう、今もやってらっしゃるかどうかわからないんですけど、そこら辺の状況を調査をさせていただいて、その結果でどうするかとかいろいろ一つの参考にしたいというふうに思います。

○副議長（江口孝二君）

鹿島とか白石とかそこら辺の動向を確認すつとはよかろうばってんが、太良町は太良町独自でできるはずですよ。まして停めたくない人は、ほかんところに停めればよかわけ。町の持ち物でしょ。土地全てがここに載っつとごと。やっぱり幾らかでも収入を増やすためであれば、もう停めたくないというとはよかですたい。タクシーでもしよんなかたいね。ただこれは私だけの意見じゃなか、町民さんの意見も含まれつとですよ。悪かばってんが、役場の職員さんなよか車に乗ってよか駐車場につけてていう声もたまたま聞きます。それを無償かという話も出たけんですね。やっぱりそこら辺は、今現状は早かもん勝ちで停めよつたいね。それ有償化すれば、それでもやっぱり車がかわいかけん、よか車ば持つとつけん新車やつけん停めたかいうとの出てくつて思うから、そこら辺は有効に活用してほしいと思いますので。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

そいぎ山崎課長に答えてもらおうか。昨日から黙つといしやっけん一言お願いします。

○会計課長（山崎浩二君）

先ほどの駐車場の有料の件ですけれども、以前からも屋根がつかない時代からでも有料の話のあったようです。今は江口副議長言われるようにソーラーの屋根がつきまして、駐車場としかできないような状態になっておりますので、そこに早い者勝ちで職員が駐車している状況ですけれども。今の状態はですね。もし有償ということで話があった場合は、私個人的にはありかなと考えております。そういう状況です。

○議長（坂口久信君）

立派な答弁をいただきました。先ほど総務課長からボランティアじゃなかけどそういう気持ちたいね。別にそいば3,000円も5,000円も取るわけじゃなか。副議長が言わすように1,000円でも2,000円でも例えばですよ。ほとんどあそこは職員の駐車場たいね、ちょ

っと言えば。ほかの人ほとんど停めよらんと思うわけ。ほとんど職員の方が早かか遅かか別として、もう我がところが決まったような状況じゃなかかなて私は感じるわけばってんが。そいけんその辺なやっぱい太良町民であり、よそから来こらず職員であれば、そんなくらの気持ちはあってもよかつじゃなかかな、普通。例えば月 1,000 円、先ほど言われるように 1,000 円でも、そんなくらいぐらいやろうて。太良町こういう端におってちょっと言えば田舎の町で気持ちを、総務課長ぜひ職員の皆さんに協力をいただいて、できることならそういう取り組みあたりをしてもらえば、やっぱり町民の皆さんにも格好がつくし、我々もやれて言われれば、川下委員長にやらせますので。総務課長、先ほどの答弁じゃなかけど、ぜひ職員の皆さんと話し合いをしてみて、どがん考えらすか。来年にはぜひできるように。

○総務課長（田中照海君）

繰り返しになりますけど、職員それぞれの意見を聞きまして、何らかの方策を立てたいと思います。

以上です。

○松崎委員

固定資産とさっきのふるさと納税の件で。よう分からん、固定資産税で償却資産が3年間分抜けてたて言うんですけど、金額が本当多い。そうすると、各区長に対して、固定資産の新規が増減があった場合、それを税務課なり総務課なのかどうか分かりませんが、通告するような、今区長とは委託契約だと思いますけど、その辺の仕組みはまずどうなっているかということと、これだけの大きな金額を3年間見逃してたということは、これ税務課じゃないでしょうけども、税務課は見て回るわけではないでしょうけども、太良町の中にそういうのを発見するとかチェックするとか、あるいはこれは意図的に巧妙な脱税やってたから累進課税含めてこうなったのか。これが税務課にまず第1点。これについて御説明を。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

まずこの固定資産税につきまして、区長さんとのやり取りはという話ですが。

○松崎委員

やり取りではなくそういう仕組み。通告するとか連絡するのがあるのかないのか。

○税務課長（安西 勉君）

まず、家屋等につきましては区長さんに調査をお願いしている仕組みがあります。

この今回上がっております償却資産税につきましては、償却資産を持っている方個人に対して償却資産税の申告をお願いしているところがございます。個人及び法人に対して行っているところであります。今回漏れておりましたものにつきましては法人分でございます

て、法人の関係しております税理士のほうが管理をしております、その分で税理士の申告の中に誤りがあったということを報告を受けて、その事業者さんもああそうですかということで受けられて、その申告をされまして、当然納税をしていただいているところでございます。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

今のは、はっきり言うて、海関係の船なんですよ。船が、極端に言えば台船です、工事用の。そこを税理士が勘違いして、それは対象にならんというふうなことでしとったという話ですね。しかし後で分かって、それは課税をしますよというなことで多分うちのほうから連絡があったと思いますけれども、そういったことを受けて、じゃあ分かりましたて修正申告をしてもらったわけです。その分をまとめて7,000万余りをぴたっと払ってもらうたと。そういったことでここで増えてるわけです。ですから、町が課税をミスったってじゃなくて、やはり本人さんたちも故意に意図的にじゃなくて、この台船は固定資産税の償却資産税の対象にならないというふうな解釈を税理士がしとったというなことで、本人さんは、正直言って私のところにすみませんでしたと、こういうあれをしてと言うて見えました。ですから、ここで修正申告していただいて納めたと。こういう状況です。

○松崎委員

もう1点がふるさと納税で、先ほど説明あった中で、例えるとですね、ミカンが。ミカンが全部で分かりやすく言います、1万個ふるさと納税に出そうと思ってて、それで生産者に割り振りますよね、その前に。事務局というかこれを統括する人は、1万個くらいを作りたいと。それで1万個を例えば10軒だと1,000個ずつ、1,000箱ずつというのかな、1,000キロずつでもいいですけど、ケースで割り当てますよね。そうすると、じゃあ実際に先ほど言われたように、不良天候だとかいろんな、本人のあれもあるでしょうけども、不良天候で第三者のあれじゃなくてそういうふうにしてできなかつた場合、いや、1,000個のうち、いややっぱり700個しかできませんと。そうした場合に、残りの300個、これは農業者に負担させるのか自分の責任でやらせるのか。通常ビジネスにおいては、1,000個て受けた場合には、必ず自分の責任でやらなきゃいけないんだよね、商売でも何でも。農業者にそういう意識があるのかどうか。生産者ですね、農業者といえ生産者だから。これメーカーでもなんでもそうなんだけど。この辺のあれていうのクレームなり。こういうトラブルとか。そういうのはどうなんですか。

○財政課管財係員（織田渉良君）

お答えします。

まず、各町内の生産者の方は、ミカンに例えると、ミカンの持っている面積も人それぞれやっぱり違いますので、出荷できるミカンの量ていうのも人それぞれで変わってきます。

それで、ミカンの受付をする際に、各太良町内の生産者の方に、それぞれにどのくらいの出荷ができるのか。今の生育状況で、例えばどのくらいまでだったら発送できるのか。それを生産者ごとに、例えばAさんは300、Bさんは200、Cさんは500とか、それぞれのミカンの農家さんで自分で出せるミカンの数ていうのはある程度把握はされていますので、その辺りは事前に各農家さんとかと確認をとって、ある程度今年例えばミカンの生育状況だと、去年は500出してたけど今年は300くらいだなという方は、そしたらじゃあそのくらいを想定して出していきましょうていうのを各生産者の方と一応事前に全部お話をし、出荷量のほうを調整をしておりますので、大きく受け過ぎたというのはあまり今のところはミカンとかではあっておりません。

以上です。

○西田委員

ちょっと関連ですけども、ふるさと納税の関係で約12億ばかりもらってますけども、返戻品としてミカンだけじゃなくて、太良町にはほかにもいろんなノリとかまたカニとかいろんな物がありますよね。そんなものを含めて返礼されてるんですか。

○財政課管財係員（織田渉良君）

お答えします。

一応太良町には、10月、11、12、1、2、3は主にミカンです。デコポン……温州ミカンの品種から今度はいかんきつ系に移っていくんですけども、主に太良町の全国的にはこのミカンが主体として引っ張っております。その次に、ミカン、果物以外にも苺とかキウイフルーツとか、あとは海産物、カニとかカキとか、あとは花とか、いろんな特産品がたくさんありますので、そういった物を中心に、太良町の実産者の方と協力しながら寄附のほうを集めていっているという状況です。

○西田委員

そうですね。太良町ほかにもまた田嶋畜産のハムとか、ほかにもまいっちょ大浦のハム工場もありますし、いろんなとこをうまく利用されたほうがよろしいかなと思います。

○財政課管財係員（織田渉良君）

一応加工品の事業者さんといましては、山崎ハムさんとか田嶋畜産とか今言われた永渕ファームリンクさんだったり弥川畜産さんだったりありますけども、やっぱりそれぞれでいろんな加工品の商品とか自らいろんなを出したいということで積極的に出していましておりますので、その辺りも一緒に協力しながらやっております。

○山口委員

ふるさと納税の話が出てるんで関連です。今回11億強くらい出ていて、その10億くらいから11億、大体もう頭打ちしてきているのかなというのが正直な印象で、その頭打ちをしている理由ていうのが、例えばそのページを見てる人数は増えてるけども購入につな

がらないのか、それとも生産者さんのほうが出せる能力の限界に近づいているのか。どちらが要因としてあるんですか。例えばオーダーを1万個取っても出せる能力が1,000個しかなかったら1,000個が限界、そこがボトルネックですよ。どちらがこう今そのネックになってる頭打ちしてる理由になってるのかというのがもし分かれば教えてください。

○財政課管財係員（織田渉良君）

お答えします。

先ほどの御質問ですけれども、今までずっと上がってはきてまして、そういった状況が今後はじゃあどうなっていくかというのはちょっとまだ把握ははっきりはしてないんですけれども。まず各生産者の方でも、もうちょっとこれ以上受けられないよという人もいれば、まだ出せるよという人もいらっしゃいます。そのページを見て寄附をせずにはちょっとしなかったとか、そういった方も、トラストバンクさんのほう、ふるさとチョイスの会社のほうとその辺りは今研究をしながら、どういったページの見せ方がいけないのか、その辺りも今ページの作り方をずっと精査をしながらやっております。

以上です。

○山口委員

ほかの自治体も結構力を入れてるので、競争に負けないようにしないといけないかなと思うんですけど、競争が過熱し過ぎると産地の偽装とか、ちょっとほかから引っ張ってくるとか、万が一そういうことがあると後々大変なことになるので、その辺に目を光らせていてほしいなというのが1つ。

もう1つそのふるさと納税で、出したいけど出せないよと。今何名くらいの方が、いくつくらいの事業者の方が出されていて、毎年出品をされている方が増えているのか。それとも出品をできる能力がある人が頭打ちしてるのか。織田さんの印象でいいんですけども、これ以上出品者を増やせるのかどうかというところを教えてください。

○財政課管財係員（織田渉良君）

お答えします。

ここふるさと納税を始めて1年目、2年目、3年目、4年目くらいで結構が一つと事業者数が増えております。その後、5年目、6年目くらいなってきたんですけども、ここからは大きなこう事業所さんの増えているような傾向はまだありません。そういった中で新たな返礼品の新規のやつとか、そういったのは年々各事業者さんでいろいろ考えて出品はされているんですけども。感覚といたしましては、またいろんな分野を変えていかなければ増えていかないのかなという感覚はあるんですけども。

以上です。

○山口委員

いろんな分野ていうとは、いろいろ生産者さんのほうも普通に生産と、言ったら通販で

すよね、通販のようになるので、例えば家族でされている方というのは、なかなかネットの対応とか、個別の配送でいうのに対応するというのが難しいから自分はやらないという農家の方もいらっしゃるので、その辺もしまとめていくつかの生産者の方が出荷できるような体制を一本化するとか、もしそこまで踏み込んでできるのであれば、もっと出せる量が増えたりとか、定期便のバラエティーが増えたりする可能性もあるので、織田さんもう結構何年もやられてるので、プロだと思うんですよ、正直ですね。なので、もう一步踏み込まれるとすれば、そういう集中化していくのも検討していただきたいなと思います。

○財政課管財係員（織田渉良君）

お答えします。

一応太良町の生産者の中の1つにたらふく館とかやっぱりありますので、そういったところがいろんな特産品を集めて商品として今販売とかされてますので、今考えているのは、たらふく館さんがいろんな町内の生産者の方の商品を集めていただく中で、その中でいろんな定期便だったり、そういったものを模索していければなと思ってはいるんですけども。

以上です。

○町長（永淵孝幸君）

今ふるさと納税の話しばしてもらいよっけん、こい私から委員さん方をお願いします。実はこのふるさと納税は、27、28 ページに書いてあるごと、かなりうちの事業に利用させていただいております。ですから、我々も職員もふるさと納税のPRはいろいろ親戚とか友達とか向けてしよるわけですね。この辺をやはり委員さん方でもしていただいているとは思いますが、これ以上やはり上がるように協力をしてもらいたいなと思います。盛んに私も会合のたびに出て行ったときは、ふるさと納税のおかげで太良町も、まあ税収以上ですたいね、こう上がいよっとやっけんが、皆さん方もPRをして、太良町にしてくださいと。極端に言えば、私自慢じゃなかですけど、学生も来ます、例えば看護学生が来ます。彼女らにも実はこいピンバッチをやります。そして、太良町にあなたたちが金を、給料をもらうようになったときは、ぜひ太良町に寄附ばしてくれんねて言うて話もしたりします。そういったことでやはり、ちょこつとしたことでも皆さん方もお話をしながら、やはり協力をしていただければと思います。私からのお願いですこれは。いや、こいばかいじゃなか。ほんなごてこれはほんなこてお願いします。皆さんと一緒にやっばいこの対応していかにかいかんと思いますので。

○副議長（江口孝二君）

この委員会の資料の未収金についてお尋ねします。

未収金が年々増えて、それなりの回収努力はされておられると思いますけど。各課長さんがおられますけど、税務課長が窓口、国民健康保険もていうことやったけんですよ。ど

のような回収方法を取られておるのかお尋ねします。

○税務課長（安西 勉君）

お答えいたします。

未収金につきましては、納期限までに納付のない方については、督促状等を発送してからいろんな周知をしております。それは、国税徴収法並びに地方税法、それと太良町条例等に基づいて段階的に行っておるところであります。具体的には、督促を出して、それでも納まらなときは、催告状を送付いたしまして納付を催促しております。それが1回、2回、3回と続いて年度を越える場合もあります。そういう場合につきましては、まず本人に会いに訪問をして、本人と会って徴収納税の意識を確認して納税を進めているところあります。会えない場合につきましては、財産調査等を行いまして、徴収に努めているところですよ。財産がある場合には、催告状発送して差し押さえ予告等出して、差し押さえをしますよというふうな文言を入れて、そして差し押さえ等も行っているところあります。という状況の中でも納まらない場合は、実際に差し押さえ等を実施したりしております。それで、令和2年度につきましては、コロナの影響もありまして、未納額が若干増えたりしている状況もあります。それと、令和2年度につきましては、徴収猶予という制度ができて、これは単年度ですけど、その分で固定資産税のほうで徴収猶予をしてくださという案件がありまして、約600万ほど徴収猶予、納期限から1年間猶予をするという制度がありますので、それが今年度に持ち越されて未納額が増えている状況もあります。

以上でございます。

○副議長（江口孝二君）

この固定資産税ば見れば、先ほど言われましたように、平成19年から全然変わっとらんわけですよ、数字が。でしょ。人数も件数も金額も変わっとらん。でも差し押さえするとか何とかいう話をされましたけど、何かその答弁とは合わんとじゃなかろうかなと思うんですけど。昨日やったですかね、町営住宅の話をしましたけど、こん中にもあつですよ、通常3ヶ月とか5ヶ月で滞納したらていう話をされましたけど。これを見ても分かるばってん、同じ人だと思いますので、そこら辺はある程度強く対面で訪問してでも、されよつとは思いますが、時間内ではなかなかでけん話で思うです、相手さんがあることだから。そこら辺もやっぱりして、何か徴収するような方法を考えて、滞納者が少なくなるような努力をしてもらいたいと思いますけどいかがでしょうか。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

未納については、なるべく減らさないといけないということは私たちも分かっておりますし、昨日もお話しましたように、3ヶ月以上になれば住宅の場合は明け渡しとかの文書とかも送っておりますけど、なかなか強制的にはできないとは思いますが。でも、訪問とか

電話、催告、督促、そういう文書とか出して、なるべく納めてもらって減るように努力はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

時間もきてますんで、最後の総括質疑もありますんで、一応こちら辺で1回打ち切ってというふうに思っております。

これをもって、一般会計の審査を終了いたします。見落としの点もあろうかと思imasuので、時間を限定して総括の審議をしたいと思imasu。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、ただいまから一般会計についての総括質疑に入ります。全関係者に入っていってもらうため、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前11時1分 再開

○決算審査特別委員長（川下武則君）

休憩を閉じ、直ちに会議を再開したいと思います。

総括質疑

○決算審査特別委員長（川下武則君）

それでは、総括質疑を始めます。

質疑の方はありますか。

○松崎委員

292 ページ、決算書の中で、出資による権利のところのふるさと市町村圏基金出資金 3,534 万。これはどういった性格のもので、この出資比率は何%に当たるのか。

○企画商工課長（西村芳幸君）

お答えします。

おっしゃられてるふるさと市町村圏基金出資金といいますのは、現在太良町ほか武雄市、

鹿島市、嬉野市、それと大町町、江北町、白石町で構成する杵藤広域市町村圏組合の構成団体で出資をしている分でございます。この出資金につきましては、現在の状況で申し上げますと、今現在、広域圏の葬斎場とかが建設されてます。その分の資金に充てたりしておりますけど、当町の場合は単独で火葬場を運営しておりますので、太良町を除く6市町の出資金をそちらのほうに充てられてる状況でございます。

以上でございます。

○松崎委員

出資比率は結局、これ西部地区のふるさと市町村圏、これで3,500万出資してるわけですから、この出資比率がどうなのかということが先ほど聞きましたよね。

それで、太良町以外で何か葬儀費用じゃないけど葬斎のあれにしてるっていうのを、太良町としてはそれを出資して認めた形になるんです。

○企画商工課長（西村芳幸君）

申し訳ございません、出資比率については、この基金創設時の人口割、それと平等割ということで、大体当町負担分が約6%から7%くらいの割合でございます。

それとこの出資金については、先ほども申し上げましたとおり、太良町分の出資金についてはその事業には充てずに、他の6市町の出資金をその葬斎場建設のための事業費の一部として使用されてるという状況でございます。

以上でございます。

○松崎委員

その辺はピンと来ないけど、太良町は自前で火葬場造って持ってるんですよね。そうすると、鹿島くらいだったら利用しようと思えばできるはずですよね、極端に言えば。鹿島から七浦、こっちのほうだったら小長井くらいまで、まあ小長井持ってるかどうかその辺知りませんが。そういうふうなこれ出資するときどういうふうな形の事業でいくのかというときに、太良町は比率が6%ということなんですけども、人口割でいけばそれくらいになるのかもしれないけど、やっぱり何ていうのか、太良町としてもプラスになるような形で、もう少し自前の資産を活用できるような形で考えてもらいたいと思います。これはすぐにはできなんでしょうけど。行政のほうで考えてください。

○企画商工課長（西村芳幸君）

先ほどの答弁では、今現在は葬斎場の建設のための事業費の一部として使用されているということで申し上げましたけど、毎年ふるさとづくりのための構成団体のイベントとか、または高齢者福祉のための事業の一部としても使われております。しかしながら、イベント関係がコロナで中止になっているため、2年度とかは使われていないという状況でございます。

以上でございます。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかにはないですか。

○竹下委員

令和2年度の補助金等の調書をもらいましたけれども、この中に3点ですが、特産品等の展示販売の飲食施設の休業支援金ということでなってますけれども。タララボの組織について、現在補助金を出されているのかどうかというのをお尋ねしたいというふうに思いますし、経営状況がどうなっているのかお尋ねしたいというふうに思います。補助金の支出状況とタララボの経営状況について伺いたいと思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

補助金調書の3ページですか。

○竹下委員

3ページは取消します。その部分が入りつつかどうかというとも確認しようと思ったんですけど、そこはちょっとまあいいですけど。

○企画商工課長（西村芳幸君）

タララボについては、平成30年に創業支援金を支出して以来、補助金の支出はございません。ただしかしながら、その当時覚書及び協定書を締結しておりますので、それにとり2年度までは施設運営のための光熱水費とかあと浄化槽関係の維持管理、そういった経費については町で支出をしているところでございます。

以上でございます。

○竹下委員

運営状況。

○企画商工課長（西村芳幸君）

運営状況ですけど、昨年来、一般質問等でも議員の皆さん興味を持たれていて、いろいろな質疑をいただいております。このコロナ禍で、昨年の段階で予定しておられました直売所のオープンというのがずっとずれ込んでおります。皆さんのお手元にも届いてるかと思えますけど、今月の町報の有料広告の中で近日オープンということで、佐賀県の蔓延防止措置も取れましたので、9月26日に直売所をオープンするということまでこぎ着けている状況でございます。

以上でございます。

○竹下委員

直近といたしますか、現在の収支の状況ですたいね、経営状況、これについてはいかがかなと思いますけど。もちろん……なかなか店舗が開いてないという状況が続いているかなと思ってるんですけど。現在のタララボの収支状況はどうなっているのかお尋ねしたいと……。令和2年度でもいいですし、直近でもいいです。

○企画商工課商工係長（與猶正弘君）

直近で、今年8月売上げについて申し上げますと、約38万5,000円となっております。

○竹下委員

今後の方針としてどうしていかれるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○企画商工課長（西村芳幸君）

今後の方針についてでございますが、とりあえず直売所のオープンにこぎ着けましたので、その直売所をまだ毎日という状況ではございませんので、まずはその直売所を随時といたしますか、毎日オープンできるようにこちらのほうも指導といたしますか、タララボのほうにお願いしていきたいと思っております。ネックとなっているのが、やっぱり人員の問題でございますので、そこについても太良高校あたりにもお願いをしながら、新規採用者の就業につないでいきたいと考えております。

以上でございます。

○町長（永淵孝幸君）

今タララボは課長が説明したとおりです。それで、皆さん方も、私も出張の時たまにごっとい開いとらんぎにや、開いたごたつき行って聞きます。従業員がおられます。それで、町内に募集かけても見えなかったというなことで、福岡県から見えておられました。ですから、たまにはやはりこう行って話を聞いてやれば、いろいろ皆さん方の考えも浮かんでくると思います。ですから今度、ぜひイベントされるときは、皆さんお出かけください。私からもこれはお願いしときます。これは我々もやはり企業として呼んだ以上のあれもありますので、皆さん方の御協力をよろしくお願いします。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかにございませんか。

○久保委員

未収金のほう13ページ、肉用牛の件なんですけど、これはもう10年くらい平成22年度から止まったままでしょ。これはどういう状況なのか、今後どういうふうに進展していくのか。その辺をお伺いしたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

令和2年度末で、18年分が動かなかったんですけど、その後、片山係長と本人に会いまして、相続人でございます。そいけんその辺でどがんなとん少しづつなとん願ひしますということちょっと払っていただきました。あとずっと令和3年度減っている分は、牛の出荷の時には必ず出してくれろというふうな流れを片山係長がつくっていただきまして、牛の出荷入札のたびに調定を回すというふうな段取りになってございます。それで少しづつ減っていくのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○久保委員

少しずつは幾らですか。その少しずつは1万円でもよか1,000円でもよかろうけんさ。

○農林水産課農政係長（片山博文君）

お答えします。

今一番滞納があるところが1軒約6割の部分ば滞納しとんしゃつとですけど、そこが約1頭当たり20万は最低おもらいするごとしてます。あとは、補足ですけど、もしそれが滞った場合については、牛舎が2棟持っていらっしゃいまして、1棟に寄せていただいて、その1棟については貸出し等をしていただくような提案をしております。その貸し出した賃借料等を未納金に充てていただくというような提案をしておりますので、そういった形で別の収入というふうな形の提案もしてますので、もし滞った場合についてはそういった形で未収を減少させていきたいということで思っております。

以上です。

○久保委員

そしたら現在何頭くらい飼育しとんしゃつと。

○農林水産課農政係長（片山博文君）

そちらのほうは、数年前までは40頭持とんさつとですけど、今は20頭前後もう半数以下……。

○久保委員

20頭まで減らされた原因は、今牛は高かのなんのてから聞きよるけんね。原因は何ね。

○農林水産課農政係長（片山博文君）

一昨年から比べれば、令和2年度については平均で10万円以上下落しております。1つの原因がそこにあります。またずっと未納という形の中では、基本的にはもう経営能力がないと言わざるを得ないような状況でございます。

以上です。

○久保委員

そしたらこれ減る見込みがなかていうことかい。

○農林水産課農政係長（片山博文君）

先ほどお話したごと、出荷は行きますので20頭おりますので。その中で1頭当たりは20万円は最低納めていただくというような形でお話ばしてます。また先ほど再度になりますけれども、空き牛舎についてはもしそういった場合については、よそに貸し付けていただくというような話をしておりますので、そこでもう基本的には賃借料なりで納めていただくというようなお話をしております。

○山口委員

教育長にお尋ねなんですけども、今いろんなところで私町の中見て回って、歴史の資産というか太良町として文化財として保護すべきような場所がそのままほったらかしになってるっていうようなものが結構あります。例えば御手水地区、あの周辺、千年くらい前から人は住んで、ずっとあそこ保護してると思うんですけども、今年11月からあそこに工事が始まってます。それはもう契約上の問題なので、止めるのはなかなか難しかとかなと思うんですけども。今後どういうふうにそういった歴史的に、千年ですよ、千年続いているものをそういうふうに簡単に開発してしまうとかていうところがどんどん起きてくると思うんですよ。町としてそういう文化財とか歴史的に意味があるものを今後どういうふうに保護していくか、それどう伝えていくかていうのに対して何かお考えがあれば教えていただきたいなと思うんですけども。

○教育長（松尾雅晴君）

今委員お話になったところは御手水のところだろうというようなことで、委員からお話をうかがった後、早速その現地を見せてもらいに行きましたけども。その周辺部がもう契約を結んでおられて、そこだけはそのままの状況だというようなことで、非常にその歴史的にどうなのかていうのは太良町誌を見ましたけども、あそこのことについては書いてなかったんじゃないかというふうに思っております。それで、御手水のところの書いてあるのをコピーをもらいましたけども、やはりちょっと話題が違うなというような思いがあって。その御手水の件は抜きにして、今委員がお話のように、町の歴史的なそういったものについては、努めて後世のためにも保存していかなければいけないというふうに思ってるところです。ちょっと具体的にどうこうというようなあれは今答えられませんけども。委員お話のように、町として歴史的遺産は後世に伝えていくべき、そういった役割が私たちにはあるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○山口委員

ぱっと見、やばやったりとか山やったりとかするけんですね、今の人が見たらあんまり意味分からんっていう感じかもしれないですけども。今回結構8月雨とか降って、私町中見て回ったときに、そういう治水の観点で非常に重要なポイントにそういう歴史的なスポットていうのが置かれてるっていうのが今回分かりました。なので後からお話しますけども。なので、不用意に開発を進めると罰かぶる可能性がありますので、そこだけは心に留めておいてほしいなと思ってます。

○教育長（松尾雅晴君）

1つは、非常にいいきっかけになったというのは、諫早市からお話を持ってきたところの多良海道ですか、そういうことで去年は、昨日課長のほうがお答えしたんじゃないかなと思うんですけども、多良海道を歩こう会ですか、諫早とこっち太良というようなこと

で、改めてやはりそういった歴史的なものに触れる機会をつくる、そういう行事ですか、があるものですから、そういったことを基にしても、関心度を町民の方にも読んでいただき、多良海道のガイド関係のそういった講習会等もあってるものですから、非常に大切にしていってほしいと私も思っております。

以上です。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかにございませんか。

○西田委員

あそこは山茶花の茶屋は、昔長崎街道の多良海道なんですね。その宿場町だったんですね。だからまだあそこに石碑が多良海道で書いたとがありますよね。あれは井崎のオザキさんという方が書かれた塔なんですけども。今から約20年くらい前作られた。できれば残していただきたいなと思います（「佐賀県側に、太良町のほうの」と呼ぶ者あり）下ったところに石碑があります、塔が。

○教育長（松尾雅晴君）

後で確認させてもらいます。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

ほかにないでしょうか。

そしたら最後に私から1つだけお願いをしたいと思います。まあ1つになるか2つになるかですけど。

本委員会がこれで締めたいと思うんですけど、その前に、今課長さん係長さん皆さん来ていらっしゃるんですけど、この1年間のどういうふうにならなかつたかという部分でいろんな問題を、特に江口副議長からはいろんな指摘をいっぱい受けて、そのいっぱい受けた指摘が本当に来年は指摘を受けないように皆さんに取り組んでもらいたいなというふうに思っております。特にそのカーブミラーの件とか、あちこちの穴ぼこの舗装の件も含めてですけど、町民さんがどうしてもいろんな意味で町内あちこちで穴ぼこがあったりとか、そいほうまくなと思います。いろんな部分を含めて、川島課長はじめ、また3名、4名の方が退職されるということで来年はここにはいないと思いますけど、その次の課長さんになった方は、川島さんからしっかりと引継ぎとかそういう部分はしていただいて、町長と副町長に任せるんじゃなくて、教育のほうは教育長に任せとってよかばってんが、ほかの部分に関しては、皆さんが町長になったつもりでいろいろ進言をしてもらいたいなというふうに思っております。同じ問題が毎年毎年起こらんと、なるべく今年いろんな問題が出た部分を来年は審議をせんでよかごと皆さんに、執行部のほうにやってもらいたいなというふうに思っております。私事ですけど、そういう部分をとにかく嫌がるていうたらいかんですけど、同じ問題を何回も何回も、私も小さな会社をしょつとばってんが、言わ

るっとは非常にいやらしいといえますか、そういうことがないように1つ1つ解決していくていいますか、それをなるべく早く予算立てをしてやってもらいたいなというふうに思っています。

○副議長（江口孝二君）

新年度の予算編成は12月くらいから始まると思いますけど、太良町の総合計画にのった、それぞれの目標値をうたってありますので、それに沿った予算編成で、今までの部分の踏襲ではなくて、やっぱり新しいことをやって、計画をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

そしたらこれで終わりたいと思います。

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

討論ないので採決をしたいと思います。

議案第50号 令和2年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、本案は原案どおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、議案第50号 令和2年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、決算認定案件の審査を終了いたします。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

お諮りいたします。

委員長報告のまとめについては、委員長に一任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（川下武則君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告のまとめについては委員長に一任されました。

委員各位には3日間にわたり、終始慎重な御審議いただきありがとうございました。最後に町長の御挨拶をお願いしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

私の挨拶というより、もう委員長が全部言うてしまわれましたので言うことはなかとですけれども。本当に3日間慎重審議をしていただきありがとうございました。皆様方のこ

の御意見を聞いて、検討しますとかいう部分も多々あったと思っております。そういったところについては、早急に検討を重ねて、どういった方向性でやっていくのかということを担当職員さんたちと協議をしながら取り組んでまいりたいと、このように思います。そして、……町民さんの健康、そしてまた各産業の振興についても取り組んでいくと。そして先ほど江口副議長からもあったように、我々も総合計画、これに基づく中期財政計画、3年ごとに見直しをしながら取り組んでおります。そういったところに挙げていって、まあ挙がっていない部分も突如出てくる場合もあります。ですから、そういったものについては、極力予算で足らなかつたりする場合は補正をお願いしたりとかいう場合もあります。当初予算に上げきれない部分が途中で出てくるという、まあありますので、その辺は十分御理解をしていただきたいと思えます。そして先ほど来お願いしました町の歳入についての御協力、いろいろな事業に対する御協力についても皆様方に御協議をいただきながら、執行部と議会が町民の本当に幸せを願い、そして太良町の活性化に取り込むように御協力をいただきますことをお願いいたしまして御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○決算審査特別委員長（川下武則君）

どうもありがとうございました。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。どうも皆さんありがとうございました。

午前11時30分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

委員長 川 下 武 則